

社会福祉法人神川町社会福祉協議会団体に対する補助金等の適正化に
関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神川町社会福祉協議会における各種団体に対する補助金等の交付に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の適正化と効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「補助金等」とは、神川町社会福祉協議会が交付する補助金、負担金及び交付金をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金等の交付の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 神川町社会福祉協議会の事業に協力し、地域福祉を推進する団体
- (2) 公益的性格の強い事業を行う団体
- (3) その他会長が認める団体

2 前項各号のいずれかに該当する団体であっても次の場合は、対象としない。

- (1) 補助効果の認められないもの
- (2) 補助の額が零細なもの
- (3) 団体自体の収入で賄うべきものと認められるもの
- (4) 事業活動が不活発であり、単に運営費を補助するにすぎないと認められるもの
- (5) 事業が類似する団体であって統合が必要と認められるもの

(団体の責務)

第4条 補助金等の交付を受けた団体は、補助金等交付の目的に従い、誠実かつ効果的にこれを使用し、その団体の事業活動の活発化に努めなければならない。

(補助金等の額)

第5条 補助金等の額は、その団体の事業の状況等を勘案し、毎年度予算の範囲内において別に定める。

(補助金等の交付の申請)

第6条 補助金等の交付を受けようとする団体は、次の事項を記載した申請書を

会長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 団体の目的及び組織
- (2) 団体の構成及び役員
- (3) 当該年度の事業計画及び予算
- (4) 前年度の決算及び事業成績（未了の場合はその見込み、新たに組織された団体であって、前年度の実績のない場合は、必要でない。）
- (5) その他会長が定める事項
(補助金等の交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金等を交付することが適切と認めるときは、補助金等の交付の決定をし、申請者に通知するものとする。

2 会長は、補助金等の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、経費の使用法その他補助金等交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

3 会長は、前項の規定により条件を付した場合においては、補助金交付決定の通知の際あわせて通知するものとする。

(補助金等の決定の取消し及び返還)

第8条 補助金等の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、補助金等交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 補助金等を他に流用したとき。
- (3) 事業等が著しく減少したとき。
- (4) その他不正があったとき。

(調査及び報告)

第9条 会長は、必要に応じ、補助金等の交付を受けた団体の事業及び運営の内容について調査をし、又は報告を求めることができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

参考様式第1号（第6条関係）

社会福祉法人神川町社会福祉協議会補助金等交付申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人神川町社会福祉協議会長 様

申請者

印

社会福祉法人神川町社会福祉協議会団体に対する補助金等の適正化に関する規程第6条の規定により下記の通り申請いたします。

記

1. 補助年度 平成 年度
2. 補助金等交付申請額 円
3. 添付書類
 - ・団体の目的及び組織
 - ・団体の構成及び役員
 - ・当該年度の事業計画及び予算
 - ・前年度の決算及び事業成績(別紙、総会資料による。)

参考様式第2号（第7条関係）

社会福祉法人神川町社会福祉協議会補助金等交付決定通知書

神社発第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人神川町社会福祉協議会
会 長

平成 年 月 日付で申請のあった社会福祉法人神川町社会福祉協議会補助金について、下記のとおり決定します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 条件

- (1) 補助金事業の内容を変更し、または補助金事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、会長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助金事業の遂行が困難になった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。